

入札説明書

1 入札対象業務

- (1) 業務名 沖田堰外 3 堰点検業務
- (2) 業務場所 糟屋郡粕屋町 町内 地内
- (3) 業務概要 鋼構造物点検業務 N=4.0 箇所
沖田堰点検工 24.10m×1.60m×1 門
脇田堰点検工 26.00m×1.83m×1 門
扇上堰点検工 14.00m×1.25m×2 門
自在王堰点検工 16.00m×1.20m×2 門
- (4) 業務期間 契約日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 入札者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 令和 4 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 法人税、法人都道府県民税、法人住民税及び消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 粕屋町競争入札参加資格者名簿において、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 本店情報又は委任先情報に糟屋郡内、古賀市内及び福岡市内の住所が記載されていること。
 - イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の建設業の許可のうち、鋼構造物工事業の一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。
- (3) 令和 4 年度粕屋町競争入札参加申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書のうち、鋼構造物工事に係る総合評定値が 620 点以上の者であること。
- (4) 平成 24 年 4 月 1 日以降（過去 10 年間）に元請又は共同企業体の構成員として国、福岡県又は県内市町村発注の同種業務の施工実績を有していること。
なお、本公告において同種業務とは、鋼構造物工とする。
- (5) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該業務に専任で配置できること。
 - ア 法第 26 条及び関係法令に基づく主任技術者を当該業務に配置できること。また、現場代理人と主任技術者は兼務できるものとする。なお、配置技術者は 3 人まで申請することができるものとし、原則として契約時に変更することはできない。
 - イ 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する者。また、10 年以上の実務

経験を有する者。

ウ 配置技術者は、当該業務の競争入札参加申請日以前3か月以上の雇用関係を必要とする。

エ 配置技術者は、契約日において他の業務に専任する技術者であってはならない（当該業務の竣工検査の終了が確認できる場合を除く。）

オ 配置技術者は、平成24年4月1日以降（過去10年間）に引渡しが完了した同種業務の現場代理人、監理技術者又は主任技術者としての従事経験を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請及び添付書類

(1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全てA4サイズとし、アからエまでの順に整えて提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

イ 配置予定技術者調書

(ア) 予定技術者ごとに作成すること。

(イ) 免許、資格等の写しを添付すること。

(ウ) 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

(エ) 配置技術者は、平成24年4月1日以降（過去10年間）に引渡しが完了した同種業務の現場代理人、監理技術者又は主任技術者としての従事経験を有する者であることが確認できるもの（テクリスの業務カルテの写し等）を添付すること。

ウ 施工実績調書

(ア) 竣工が平成24年4月1日以降のものを1件記載すること。

(イ) 該当する業務の「竣工登録業務カルテ受領書」若しくは「登録内容確認書（業務実績）」の写し又は請負契約書及び内容がわかる書類の写しを添付すること。

エ 誓約書

(2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>公募>一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の該当業務の申請書及び添付書類をダウンロードすること。

(3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送すること。

申請受付 令和4年11月9日（水）から令和4年11月22日（火）まで

郵送宛先 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町都市政策部地域振興課 農政係担当 行

※封筒の表面に「条件付一般競争参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

5 入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格確認通知書は、令和4年11月25日（金）までに申請者宛てにFAX送信する。

6 設計図書等の閲覧期間、場所及び方法

- (1) 閲覧期間 令和4年11月9日（水）から令和4年11月25日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所 粕屋町役場 1階 地域振興課
糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場都市政策部地域振興課
- (3) 設計図書等に関する質疑
設計図書等に関する質疑及び回答は、別記様式によりFAXを用いて行うものとする。
 - ア 質疑受付
令和4年11月9日（水）から令和4年11月18日（金）まで。ただし、最終日は、午後4時までに地域振興課へ到着した分までとする。
 - イ 送信先 都市政策部地域振興課 FAX 092-938-3150
 - ウ 質疑回答 令和4年11月21日（月）まで
 - エ 質問及び回答は、ホームページに掲載するものとする。

7 入札又は開札の場所及び目的

- (1) 開札日時 令和4年12月6日（火） 午前9時から
- (2) 開札場所 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 1階 都市政策部 都市計画課横会議室

8 入札方法

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 入札金額に対応した業務費内訳書（「業務費内訳書（総括）」を表紙とすること。）
- (3) 提出方法
 - ア 「持参」「一般書留」「簡易書留」「レターパックプラス」のいずれかの方法で提出すること。
 - イ 宛先 〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 都市政策部地域振興課 行
 - ウ 提出期間 令和4年11月28日（月）から令和4年12月5日（月）午後4時必着
- (4) 入札書等の封入方法
 - ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。
 - イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2箇所を封印すること。
委任の場合は、委任状も同封すること。
 - ウ 中封筒の表面に、「業務名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。
 - エ 外封筒には上記の中封筒、業務費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「業務名」、「入札

者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること（貼付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。

9 配置技術者決定届の提出

複数人の配置予定技術者を届出した場合には、落札者と決定した時点で直ちに配置技術者決定届を提出すること。

10 入札事項など

- (1) 予定価格 1,356,300 円（消費税相当額 123,300 円含む。）
- (2) 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札人と定める。ただし、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじを引き、落札人を定める。なお、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札人とする。
- (3) 最低制限価格の設定
設定←なし
最低制限価格未満で入札を行った者を失格とする。
- (4) 入札保証金
粕屋町財務規則（平成 5 年粕屋町規則第 10 号）第 101 条により免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金の 100 分の 5 以上の額とする。
- (5) 契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上の金銭的保証とする。ただし、粕屋町財務規則 124 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに粕屋町財務規則第 104 条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、2 の各号に掲げる資格を欠いた者又は福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。
- (7) 前払金の適用
適用←なし
- (8) 部分払金の適用
適用←なし
- (9) 入札書などが提出期限までに地域振興課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (10) 普通郵便など本書において指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。
- (11) 入札書と業務費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。
- (12) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の

定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(13) 入札者が1者のみの場合も有効とする。

(14) 入札回数は、1回とする。

(15) 現場説明会は、行わない。

(16) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

11 積算内訳書の開示及び積算疑義受付

入札応札者のみ、開札日の午後1時から午後5時まで及び翌開庁日の午前9時から午後1時までの間、地域振興課において積算内訳書を開示する。

12 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、入札心得、契約約款、設計図書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

13 契約条項など

本業務の請負契約は、契約書の作成を要する。

14 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 都市政策部 地域振興課 担当：山田

TEL：(092) 938-0194 / FAX：(092) 938-3150